6　資格審査の結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
7　資格の有効期限
上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　共同体の名称は、「シュワブ（H24）陸域生物等調査○○・○○共同体」とする。
⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成24年８月７日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成24年８月７日
独立行政法人都市再生機構
岩手震災復興支援局　局長　佐々木　功
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　03
**○第１号**
1　業務概要
⑴　業務名　陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務
⑵　業務内容
・目的　本業務は、陸前高田市震災復興計画に基づき、高田地区土地区画整理事業を早期に事業化するために必要な基本設計、事業計画案資料作成、権利調査、住民説明会等補助等の業務を総合的に実施することを目的とする。
・内容　①基本設計業務　②事業計画書（案）及び添付図等作成業務　③権利調査業務　④住民説明会等補助業務
⑶　履行期限　平成25年３月31日
2　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年８月７日から陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書（３⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
①　提出期限　平成24年８月21日（火）午後５時
②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　計画調整第１チーム　電話019―601―6421
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
3　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（政府調達第020号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」及び「土木設計」の認定を受けていること。
③　当機構関東地区（注　上記②の地区と同じ。）に営業拠点等（注　技術者が１名以上常駐する法人登記又は設立届がなされた本・支店、営業所等の拠点）を有する者であること。
④　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、陸前高田市から指名停止の措置を受けていない者であること。
⑤　以下に示す「同種」又は「類似」業務について、平成14年度以降において受注し、完了した実績（再委託による業務の実績を含む。）を１件以上有すること。
・同種業務　公的機関等において発注された、５ha以上の土地区画整理事業に係る基本設計業務
・類似業務　公的機関等において発注された、５ha以上の土地区画整理事業以外の市街地開発事業に係る基本設計業務
※「公的機関等」とは、国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構（前身の特殊法人を含む。）をいう。
⑥　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
⑦　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により、陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書」によるものであること。
4　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
３⑴①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、３⑴①の認定を受けていない構成員が３⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴①の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに３⑴①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
5　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
6　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
7　その他　設計共同体の名称は「陸前高田市高田地区（嵩上部）基本設計その他業務△△・××設計共同体」（注　△△・××は構成員の名称）とする。
**○第２号**
1　業務概要
⑴　業務名　陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務
⑵　業務内容
・目的　本業務は、陸前高田市震災復興計画に基づき、今泉地区土地区画整理事業を早期に事業化するために必要な基本設計、事業計画案資料作成、権利調査、住民説明会等補助等の業務を総合的に実施することを目的とする。
・内容　①基本設計業務　②事業計画書（案）及び添付図等作成業務　③権利調査業務　④住民説明会等補助業務
⑶　履行期限　平成25年３月31日